

令和3年 予算審査特別委員会（総括質疑）

- 1 開催期日 令和3年3月16日（火） 午前10時00分から午前11時17分
- 2 開催場所 市役所5階 本会議場
- 3 出席委員 川崎彰治委員長、山本博己副委員長、大迫彰委員、藤田豊委員、木村真千子委員、
滝久美子委員、坂本覚委員、沢岡信広委員、桜井芳信委員、青木崇委員、
島崎圭介委員、久保田智委員、永井桃委員、人見哲哉委員、稲田保子委員、
小田島雅博委員、佐藤敏男委員、鶴谷聡美委員、佐々木百合香委員、橋本博委員、
中川昌憲委員
- 4 欠席委員 なし
- 5 委員外議員 なし
- 6 市側出席者
- | | | | |
|------------|------|---------|------|
| 市長 | 上野正三 | 監査委員 | 川村豊 |
| 副市長 | 水口真 | 教育長 | 吉田孝志 |
| 企画財政部長 | 川村裕樹 | 総務部長 | 中屋直 |
| 防災危機管理担当部長 | 米川鉄也 | 市民環境部長 | 高橋直樹 |
| 保健福祉部長 | 三上勤也 | 子育て支援部長 | 広田律 |
| 建設部長 | 平川一省 | 経済部長 | 砂金和英 |
| 水道部長 | 藤縄憲通 | 会計室長 | 櫻井洋史 |
| 監査委員事務局長 | 川合隆典 | 教育部長 | 千葉直樹 |
| 教育部理事 | 津谷昌樹 | 消防長 | 佐々木伸 |
| 子育て支援部次長 | 尾崎英輝 | 建設部次長 | 新田邦広 |
- 7 事務局 議会事務局長 藤木幹久 主事 金田周
- 8 傍聴者 なし
- 9 案件
- 議案第17号 令和3年度北広島市一般会計予算
 議案第18号 令和3年度北広島市国民健康保険事業特別会計予算
 議案第19号 令和3年度北広島市霊園事業特別会計予算
 議案第20号 令和3年度北広島市介護保険特別会計予算
 議案第21号 令和3年度北広島市後期高齢者医療特別会計予算
 議案第22号 令和3年度北広島市水道事業会計予算
 議案第23号 令和3年度北広島市下水道事業会計予算

議事の経過

川崎委員長

ただいまから予算審査特別委員会を開会いたします。

傍聴の取扱いについては、申合せにより許可することといたします。

議案第17号 令和3年度北広島市一般会計予算

議案第18号 令和3年度北広島市国民健康保険事業特別会計予算

議案第19号 令和3年度北広島市霊園事業特別会計予算

議案第20号 令和3年度北広島市介護保険特別会計予算

議案第21号 令和3年度北広島市後期高齢者医療特別会計予算

議案第22号 令和3年度北広島市水道事業会計予算

議案第23号 令和3年度北広島市下水道事業会計予算

以上7件を一括して議題といたします。

総括質疑を行います。

通告順に発言を許します。

初めに、公明党の総括質疑を行います。

藤田豊委員。

藤田委員

改めまして、皆さんおはようございます。公明党の藤田でございます。総括質疑で、2点にわたり市長の見解をお伺いしたく、質問いたします。

それでは最初に、西の里公民館の建て替えについてのテーマで質問いたします。私は、令和元年6月の第2回定例会、西の里公民館の建て替えの質問をいたしました。そのときの質問は、「西の里公民館の建て替えが喫緊の課題となっています。ここには西の里公民館、西の里学童クラブ、図書館分室、生涯学習振興会などが入っており、建て替えに当たっては児童館も求められています。西の里地区の発展に大きな影響を与える、西の里公民館の建て替えの進捗状況についてお伺いします。」との質問に対して、そのときの答弁は、「西の里地区のまちづくりについては、これまで行ってきた検討において、公民館機能や出張所、児童館等を有した複合施設に建て替える方針としており、現在、複合施設に備える機能や西の里会館、ファミリー体育館等の既存施設との機能分担について、関係部署による具体的な検討を開始したところであります。」とのことであります。

このときの質問から約2年が経過しましたが、先日の予算審査特別委員会の私の質問で、今まで西の里地区の地域の方の声を聞く場面はあったのかに対して、庁舎内部で課題の整理を進めており、地域の声を聞くには至っていないとの答弁でありました。

西の里地区の方は、一日も早く西の里公民館の建て替えの議論に、地元の要望を協議する場ができることを、首を長くして待っております。4月から第6次総合計画がスタートすることから、最初の3年間に精力的に西の里公民館の建て替えの議論を進めるべきと考えますが、市長の見解をお伺いします。

2つ目のテーマ、小中高生に対するインフルエンザワクチン接種費用の助成について、お尋ねいたします。令和2年度は、新型コロナウイルス対策のためと、小中学校の休校日数を増やさない措置の一つとして、小中高生に対してインフルエンザ接種費用の助成を実施しました。結果を見ると、対象者約6,200件に対して、接種した件数は2,962件でした。この接種の低さの原因は、製薬会社のワクチンの供給量が少なかったため、結果的に医療機関への予約が遅れた家庭では、市内の医療機関に問い合わせたところ、ワクチンの在庫がなくなり接種できなかった家庭が数多く出ました。このことは、せっかく接種しようとした家庭において、接種できた家庭とできなかった家庭において、大きな不公平感をもたらしました。ワクチンの在庫が原因であり、市の責任ではありませんが、後味の悪い結果となりました。これに対して、令和3年度の予算では、小中高生に対するインフルエンザ接種費用の助成について予算計上はされませんでした。今現在、新型コロナウイルスの感染収束が見えない中、

小中高生の健康を守り、令和2年度のインフルエンザワクチン接種費用の助成の不公平感を解消するためにも、令和3年度の予算化を、インフルエンザの流行が本格化する秋までに検討すべきと思いますが、見解を伺います。
以上で質問を終わります。

川崎委員長

上野市長。

上野市長

藤田委員のご質問にお答え申し上げます。まず初めに、西の里地区の複合施設の整備についてであります。来年度からスタートする第6次総合計画におきまして、西の里地区における公共施設について、児童館や市役所出張所機能等を有した複合施設への建て替えに関し、既存施設との機能分担も含め検討することとしたところであり、これまでも西の里公民館を廃止し、複合施設として整備する、西の里地区公共施設の今後の在り方についての方針に基づき、関係部署と検討を進めてきたところであります。今後につきましては、建設位置や規模等の施設概要について、地域の皆様や利用される方々との意見交換を行うなど、整備方針等の策定に向け、引き続き検討を進めてまいります。

続きまして、小中高生に対するインフルエンザワクチン接種費用の助成についてであります。令和2年度におきましては、新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの同時流行を防止するため、高齢者などの従来の助成対象者に加え、小学生、中学生、高校生、及び妊娠中の方などを新たに助成対象としたところであります。本事業の継続につきましては、現時点では考えていないところでありますが、今後の感染状況や新型コロナウイルスワクチンの接種状況、医療提供体制の状況等を注視をしてまいりたいと考えております。以上であります。

川崎委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 午前 10 時 06 分

再 開 午前 10 時 07 分

川崎委員長

休憩を解き、再開いたします。

次に日本共産党の総括質疑を行います。初めに永井桃委員。

永井委員

では私から、2つ、大項目、質問いたします。

まず、医療費助成事業について、1つ目のひとり親家庭等医療費助成事業について、伺います。厚労省の2019年国民生活基礎調査の概況における各種世帯の所得などの状況で、「大変苦しい・やや苦しい」が全世帯 54.4%に対して、ひとり親世帯は 86.7%であり、ひとり親世帯の生活の困難さが明らかにされました。当市の子どもの生活実態調査でも、世帯の暮らし向きについて、家計の状況が赤字と回答した割合が、全世帯 19.8%に対して、ひとり親世帯の 24.6%と高い実態となっています。当市におけるひとり親家庭の実態を市長はどのように捉えているのか、見解を伺います。

シングルで子育て中の市民からは、入院費の助成に加えて通院費の助成を希望する声が多く、入院 43 件に対して通院が 6,904 件と、市の資料からも通院件数が多いことが分かります。消費税の増税やコロナ禍による収入減・失業などで所得格差が広がっていることから、ひとり親世帯への社会保障支援として、扶養者の通院費ま

で助成拡充すべきと考えますが、見解を伺います。

子どもの医療費助成事業についてですが、市の子どもの実態調査では、子どもを病院等に受診させたほうがよいと思ったが受診させなかった経験があったという実態が示されています。経済的理由で子どもが病院にかかれないことはあってはならないと考えます。本市で、子どもが病気になっても受診させない、この現状があることについて、どのように認識しているか、見解を伺います。

国の医療費助成の制度化がなかなか進まない中で、地方自治体が独自で子ども医療費の拡充を図る自治体が増えています。その結果、国は2018年に就学前の子どもへの医療費助成を、自治体独自で行った場合の国保への国費減額措置の廃止、いわゆるペナルティーを科すことを廃止しました。また、子どもの均等割を、未就学児に限りですが、軽減することにもなりました。市区町村自治体が先行して実施したことが国の政策を動かしてきたことについて、市長はどのように評価しているのか、見解を伺います。

当市では、入院通院費を中学生まで拡充しましたが、子ども医療費は、小中学校は無償化、あるいは高校生までを助成対象とする方向に向かっています。子育てしやすいまちをうたう本市として、独自施策のさらなる検討を図るべきと考えますが、市長の見解を伺います。

川崎委員長

上野市長。

上野市長

永井委員のご質問にお答え申し上げます。ひとり親家庭等医療費助成事業についてであります。本市におけるひとり親家庭の実態につきましては、平成30年度に実施した子どもの生活実態調査では、家計については、両親のいる世帯よりもひとり親世帯のほうが赤字と回答した割合が高い結果となっております。

次に、助成の拡充についてであります。当該事業につきましては、北海道医療給付事業の助成基準に準拠しておりますことから、現在のところ、市単独での助成拡大は考えていないところであります。

次に、子ども医療費助成事業についてであります。子どもの病院受診につきましては、子どもの生活実態調査から、経済的な理由でやむを得ず受診を控える状況もあることは認識しているところであり、これまでも子どもの疾病等の早期受診、早期治療を促進し、保健の向上と子育て世帯の経済的負担の軽減を目的として、段階的に拡大を図ってきたところであります。

次に、助成制度に係る国の対応についてであります。全国市長会等を通じて要望したことなどによる結果であるものと捉えております。

次に、助成のさらなる拡充についてであります。長期的な見通しを持って制度の安定的な実施に努めていく必要があるものと考えておりますことから、現在の助成制度を継続してまいりたいと考えております。以上であります。

川崎委員長

永井委員。

永井委員

では、まず、ひとり親家庭と医療費助成事業について伺います。扶養者、保護者の通院費も助成対象としている道内の他自治体の状況はどうでしょうか。私が把握しているところでは、旭川、帯広、北斗、稚内、小樽、網走、苫小牧、恵庭ぐらいですけれども、そのほかにもしありましたらお知らせください。

川崎委員長

三上保健福祉部長。

三上保健福祉部長

永井委員の再質問にお答えさせていただきます。ひとり親家庭等医療費助成事業についてであります。北海道内の自治体における実施状況としましては、令和元年度におきましては、親の通院費まで助成を行っている自治体は7市28町村となっております。以上であります。

川崎委員長

永井委員。

永井委員

このように、道内でも市だけでも7市、実際に行っているということですので、ぜひこちらを参考にさせていただきたいと思います。

市長答弁では、両親のいる世帯よりひとり親世帯のほうが赤字の家計であるということを確認しているとのことでしたが、であるのでしたら、道の医療給付事業の助成基準の準拠にこだわることなく、市単独での助成拡大を検討すべきだと考えます。

市の試算では、入院、通院とも助成した場合は、約1,880万円ほどという資料を頂いていますけれども、この金額でなぜ実施に向けた取組に至らないのか、どうしても私は納得ができません。市の財政規模的にも、この金額的には難しくはないのではないかと考えます。財源的にできないという考えもお持ちなのでしょうか。伺います。

川崎委員長

三上部長。

三上保健福祉部長

お答えさせていただきます。本市の医療費助成事業につきましては、原則として、北海道医療給付事業の助成基準に準拠しておりますことから、現時点においては助成拡大は考えていないところであります。また、当該事業のような地方単独事業の実施に係る事業費につきましては、国民健康保険事業における国庫負担金の減額調整の対象となるところであります。以上であります。

川崎委員長

永井委員。

永井委員

道の助成基準を準拠しているから助成拡大は考えていないという、これまでの見解を見直す時期に来ているのではないかと考えます。このことを申し上げて、続きの子どもの医療費助成事業について、再質問いたします。

こちらも道内で子ども医療費の対象年齢を当市より拡充している、高校生まで拡充している自治体、あるいは無償化を実施しているほかの自治体の状況について伺います。

川崎委員長

三上部長。

三上保健福祉部長

お答えさせていただきます。子ども医療費の助成につきましては、北海道内で中学生の入通院費の助成を行っている自治体は17市122町村、高校生の入通院費の助成を行っているのは3市68町村となっております。また、入通院費を無償化または初診時一部負担金のみとしているのは、小学生については13市112町村、中学生については10市111町村、高校生については3市64町村となっております。以上であります。

川崎委員長

永井委員。

永井委員

このように、道内でも確実に行われているところがあるということで、市長答弁では、子どもの生活実態調査から経済的な理由でやむを得ず受診を控える状況があるということを確認しているとのことでありました。であるのでしたら、子育て世帯の経済的負担軽減の前進を図るべきではないでしょうか。仮に小学生までの無償化を実施した場合、約1億4,900万円ほどの試算となると資料を頂いていますけれども、こちら、どのような財源措置が可能であるのでしょうか、伺います。

川崎委員長

三上部長。

三上保健福祉部長

お答えさせていただきます。小学生まで無償化した場合、北海道の基準を超えて実施する部分につきましては、一般財源によるものになるところであります。以上であります。

川崎委員長

永井委員。

永井委員

こちら、助成のさらなる拡充は限られた財源の中で長期的にという市長答弁いただいていますけれども、この市の財政的な問題から実施に至らないという考えなのではないでしょうか。そうでないのでしたら、財源的な問題というよりも、まずは国の制度を構築すべきだという考えの下で、なかなか実施に至らないということであるのでしたら、国の制度が構築するまでの間、独自助成で補償する施策を取っても問題ないのではないかと考えます。全国どこに住んでも同じ医療費助成を受けられる、お金の心配なく病院にかかれるのが理想だと考えますが、見解を伺います。

川崎委員長

三上部長。

三上保健福祉部長

お答えさせていただきます。子ども医療のように、全国の子どもに影響が及ぶ事業につきましては、本来、国の責任において、一律国の制度として行っていただくべきだと考えており、北海道市長会を通じ、全ての子どもが均一に医療給付を受けられるよう、国において補助制度を創設するよう要望しているところであります。以上であります。

川崎委員長

永井委員。

永井委員

では続きまして、大きい項目、要保護・準要保護児童生徒援助事業について伺います。まず、就学援助対象の拡充ですが、当市では、石狩管内でも先駆的に就学援助の対象項目を拡大しました。子どもの教育を受ける権利保障をさらに充実させるために、学習教育に係る就学援助について、拡充を図るべきだと考えます。

子どもの近視の進行が世界的にも増加していることがメディアなどでも取り上げられていますが、成長期の視力低下は進行が早く、眼鏡やコンタクトレンズなどは、成長や視力低下に合わせて矯正が必要とされます。視力の低下は、認知機能や学習能力、コミュニケーションなどに影響を及ぼすことを考えますと、学習環境の整備の観点から眼鏡の購入費を対象項目に含めるべきと考えますが、見解を伺います。

次に、給食費の無償化について伺います。給食費の無償化については、これまでも全国市長会を通して要請しているという答弁をいただいています。市長は給食費の無償化が必要であるという認識をお持ちなのか、見解を伺います。

給食費無償化については、市は、国が給食費は父母負担であるとしていることを理由に無償化に踏み切っておりません。しかし国は、国会答弁でも、給食費の無償化は地方自治体の判断で可能としています。このことについて、見解を伺います。

義務教育は無償という観点から、学校給食費の無償化を実施する自治体が広がっています。2020年度は兵庫県明石市や大阪市でも実現され、大阪市では新型コロナウイルスの感染拡大を受けた経済対策として、2021年度も所得制限なしで、全世帯を対象に市立小中学校の給食費の無償化を継続することが明らかにされました。全国の給食費無償化の実施状況をどのように捉えているのか、認識・見解を伺います。

子どもの医療費でも、地方自治体が先行して実施したことが国の政策を動かしてきました。学校給食の無償化においても、地方自治体が先行して実施することで、国の無償化を制度化させることができると考えます。当市としても無償化に踏み切るべきと考えますが、見解を伺います。

川崎委員長

吉田教育長。

吉田教育長

永井委員のご質問にお答え申し上げます。要保護・準要保護児童生徒援助事業についてであります。就学援助につきましては、経済的理由によって就学困難と認められる子育て家庭への支援の充実を図るため、これまでも対象費目の新設や拡充に努めているところでありますが、眼鏡購入費用の援助につきましては、道内では事例がないことから、道外も含め、引き続き他自治体の事例について、調査研究してまいりたいと考えております。

次に、給食費無償化についてであります。無償化に係る考え方につきましては、保護者における教育費負担軽減の観点から、学校給食費について、国が財政措置を講ずる必要があるものと考えているところであり、これまでも全国市長会を通して要請活動を継続しているところであります。

次に、給食費の保護者負担についてであります。学校給食は学校給食法に基づき実施しているところであり、人件費及び施設・設備費など、学校給食運営に要する経費は、市が負担をし、食材費を保護者に負担していただいているところであります。本市では、保護者の経済的負担の軽減対策として、就学援助、生活保護及び児童福祉施設措置制度により実費を措置しているところであり、無償化につきましては、現在のところ考えていないところであります。

次に、給食費無償化の実施についてであります。地域の実情や必要に応じ、各自治体において取り組まれて

いるものと認識しているところであります。

次に、無償化への対応についてであります。保護者の教育費負担軽減が自治体の規模や地域によって差異が生じることのないよう、国が学校給食費をはじめとする教育費の負担に関する考え方や支援策などを示し、国全体で実現する施策とすることが大切であると考えております。以上であります。

川崎委員長

永井委員。

永井委員

まず、就学援助の対象拡充についてですが、眼鏡の助成は道内では実施している市町村はありませんけれども、全国的には、横浜市、小田原市、相模原市、藤沢市など神奈川県、また、東京の墨田区などでも中核都市圏でも実施している例があります。他市区町村の自治体数について、どのように把握しているか伺います。

川崎委員長

千葉教育部長。

千葉教育部長

永井委員の再質問にお答え申し上げます。就学援助における眼鏡購入費用の設定状況についてであります。神奈川県内を中心に、全国で14件ほどの事例があることを把握しているところであります。これらの自治体では、医療機関における検眼費用や、眼鏡の購入上限限度額、さらには援助の回数等を独自に定め援助していると確認しているところであります。以上であります。

川崎委員長

永井委員。

永井委員

例えば、仮に当市で眼鏡を助成した場合、どのくらいの試算になるか伺います。

川崎委員長

千葉部長。

千葉教育部長

就学援助における眼鏡購入費用の設定についてであります。全国の事例によりますと、医療費の助成制度の活用により、検眼費用を実質無料にしながら、眼鏡の購入上限額を1万8千円前後としている事例がありますが、仮にこの金額をベースとして、政府の学校保険統計調査による裸眼視力0.7未満の児童・生徒の割合や、本市の就学援助認定率、これらを参考に試算しますと、概算で約240万円の予算が必要になるものと考えているところであります。

川崎委員長

永井委員。

永井委員

240万円ほどで実現できるという試算を出しておりますので、こちらはぜひ前向きに検討していただきたいと思っております。これぐらいは市のほうでも十分捻出できるのではないかと考えます。

続きまして、給食費の無償化について再質問ですけれども、教育長答弁では、全国市長会では保護者負担軽減の観点から要請活動を続けているということでしたが、無償化の必要性について、明確な教育長の見解、答弁が聞けなかったのが残念です。地域全体で子どもの教育を支えるという観点を明確に示してほしかったということをお伝えしておきます。

給食費無償化を実施している各自治体は、現在、何自治体あるでしょうか。伺います。

川崎委員長

千葉部長。

千葉教育部長

平成30年7月に公表されました、平成29年度の文部科学省の実施状況では、全国1,740自治体のうち、小中学校ともに無償化を実施している自治体は76自治体でありまして、4.4%となっております。全国の児童・生徒数943万人に対し、無償化となっている約6万3千人、割合で0.6から0.7%となっております。道内におきましては、小中学校ともに無償化を実施している自治体が15自治体、小学校のみ無償化している自治体が1自治体の、計16自治体となっております。なお、この実施状況の後に、全国調査結果が示されておりませんことから、全国の詳細な状況には確認されておりませんが、直近では北海道におきましては、令和2年10月に公表した令和元年度の調査結果では、小中学校ともに無償化をしている自治体が23自治体、小学校のみが1自治体の、合計24自治体となっているところであります。以上であります。

川崎委員長

永井委員。

永井委員

道内でも実施している自治体が増えてきているということですので、当市でもぜひ検討していただきたいと思っております。

小学生まで無償化した場合、また中学生まで無償化した場合、仮にどれぐらいの試算になるでしょうか。伺います。

川崎委員長

千葉部長。

千葉教育部長

令和3年度予算案の額を仮定した場合、小学生につきましては1億5,348万1千円、中学生につきましては9,801万7千円、合計2億5,149万8千円となるところであります。

川崎委員長

永井委員。

永井委員

小中合計で2億5千万円ということですので、こちらも当市の財政規模では難しい捻出金額ではないのではないかと考えます。家庭の事情や家計の状況に左右されることなく、どの子ども安心して無償でおいしい給食を食べられることが、本来の学校教育における食育の在り方だと考えます。子育てしやすいまちをうたうのであれば、ぜひ給食費の公的支援にお金をもっとかけていただきたいと思います。

最後に、新型コロナ緊急対策として、所得が減少している子育て世帯への負担軽減策として、期間限定的ではありませんけれども、無償化を実施する各市町村が広がっています。実施状況についての把握と、当市におけるコロナ対策としての無償化の検討について、伺います。

川崎委員長

千葉部長。

千葉教育部長

コロナ禍の経済状況を踏まえた期間を定めた給食費の無償化につきましては、道外の幾つかの自治体で実施されていることは報道等で承知しているところであります。先ほどの教育長の答弁の繰り返しとなりますが、給食の無償化及び保護者の負担軽減につきましては、自治体の規模や地域によって、負担軽減や無償化の期間などに差異が生じることがないように取り組む必要があるものと考えており、自治体の財政力や、財政規模等の視点だけでなく、国が学校給食費の負担に関する考え方や支援策などを具体的に示し、国の施策として財政措置を講じた上で取り組むべきものと考えております。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大や、そのほかの事由によりまして、世帯収入が前年より一定程度以上減少し、基準を下回った場合につきましては、就学援助の適用により、給食費の実費援助となるところであります。以上であります。

川崎委員長

次に、人見哲哉委員。

人見委員

人見です。私からは、大きな項目、2点質問いたします。

まず1点目です。バス等利用支援事業について、お尋ねします。1点目、バス利用支援事業中止の理由についてです。このバス等利用支援事業には、2020年度までは、市内完結路線、いわゆるさんぼまち・東部線のことですが、沿線に住む高齢者を対象にバス運賃の一部を助成する、そういった内容が含まれておりました。しかし、2021年度の予算からはなくなっており、先日の予算審査特別委員会の答弁では、5年間実施してきており、2020年度で終了、そういう状況とのことでありました。バス利用の利便性を図り、利用者を増やすための事業であるのに、利用者が増えないまま中止する理由は何なのか、市長の見解を伺います。

2点目、市民ニーズ、議会議論への評価について、お尋ねします。この制度は、団地内でも山手町や里見町、高台町、緑陽町など、特に駅や市役所から遠い地域に住む市民からは好評を得ている一方で、ほかの地域住民からは、高齢者の足を確保し、バスの利用を促進するために、ほかの地域まで拡大してほしいとの意見が多く出されております。共産党をはじめ、多くの議員がバス運賃の一部助成を市内完結路線以外の大曲地区や西部地区、西の里地区まで拡大して、市内全域を対象とすることを従来から求めてきており、今回の内容は市民の要望と相反するものと考えます。市長は、市民のニーズや議会での要請をどう捉えているのか、見解を伺います。

3点目です。高齢者の外出機会を増やすことの認識について、伺います。コロナ禍で高齢者の行動は鈍化しており、バスの利用補助がなくなると外出などの機会が必然的に減少し、その結果、心身機能の低下につながりか

ねない事態を招くことになり、介護予防の観点から考えても問題であると考えます。高齢者のバスの利用補助の削減が、高齢者の外出機会を低減させてしまうのではないかと懸念されますが、市長の見解を伺います。

4 点目です。運賃補助の継続についてです。高齢者のバスの利用補助がなくなると、ますますバスの利用者減少に拍車をかけることになります。また、新型コロナウイルス感染拡大によりバスの利用者が激減している中で、高齢者を対象にしたバス運賃の補助をやめるべきではなく、助成の継続を求めますが、市長の見解を伺います。

川崎委員長

上野市長。

上野市長

人見委員のご質問にお答え申し上げます。バス等利用支援事業についてであります。高齢者バス利用促進助成事業につきましては、平成 28 年に策定をした、まち・ひと・しごと創生総合戦略において、利用者が減少し赤字額が拡大していた北広島団地線の維持確保を目的に、将来的な路線の再構築を視野に入れながら、バス利用の促進に向けた取組として、まずは身近な公共交通機関であるバスに乗るきっかけとしていただくため実施してきたところであります。令和元年 10 月に、さんぼまち・東部線に路線を再編し、現在は新型コロナウイルス感染症の影響による利用者の大幅な減少により一部を減便する等の措置を講じているところでありますが、路線再編から一定の期間を経て、路線に対する理解も進んでいることから、判断したところであります。

次に、市民ニーズ及び議会での要請についてであります。高齢者バス利用促進助成事業につきましては、市が主体的に対策を講じる必要のある市内完結路線の利用促進を目的に、これまで地区を限定して進めてきたところであります。地区を拡大することにつきましては、制度の持続可能性も十分に考慮する必要があり、幅広い視点からの慎重な検討が求められるものと考えております。

次に、高齢者の外出機会の促進についてであります。さんぼまち・東部線につきましては、感染症の影響もあり、便数を削減するなど、厳しい運行状況となっております。市民の皆様の日常生活を支える移動手段として、一定の便数は維持確保してまいりたいと考えているところであります。

次に、バス利用者についてであります。事業者からは、感染拡大や新しい生活様式の浸透による移動需要の減少等により、現在におきましてもコロナ禍以前の水準には戻っていないと伺っているところであります。助成事業につきましては、令和 2 年度をもって終了いたしますが、バスを安心して利用いただくため、事業者により実施されております換気や消毒等の感染症対策への取組や、公共交通だよりの発行などを継続し、利用支援につながる情報発信等に努めてまいりたいと考えております。以上であります。

川崎委員長

人見委員。

人見委員

ではまず 1 点目の再質問を行います。さんぼまち・東部線に対し、市民の理解が進んでいることが、高齢者に対するバス運賃の一部助成の打ち切りにつながることは、非常に理解に苦しみます。それについての見解を伺います。

川崎委員長

川村企画財政部長。

川村企画財政部長

再質問にお答え申し上げます。高齢者バス利用促進事業につきましては、利用者が減少していた市内完結路線の理由促進に向けて、バス利用のきっかけとさせていただくために、平成28年度より事業を始めたところであります。路線の再編により、循環路線の導入や、美沢ショッピングセンターや広葉交流センターを経路とする新たな路線の創設、毎時決まった時刻にバスが運航するパターンダイヤの導入など、利便性の高い路線を実現しているところであります。再編から一定の期間を経て、理解も進んだことから、このたび事業の終了を判断したところであります。以上でございます。

川崎委員長

人見委員。

人見委員

確かに、5年たったということで、バスの利用に対する部分が浸透してきたという部分は、ある側面ではそうかも分かりません。しかしながら、今回のコロナ禍におきまして、利用者が減ってきているということも、これは決して利用したくないということではなくて、利用をはばかれるような、そういった感染的な抑制も現実としてあると思うんですね。この件に関しましては、やはり高齢者の活動範囲、生活を守っていくためには必要だと思しますので、今のことをまずお願いして、次の質問に移ります。

続きまして、バスの便数の維持確保は当然であります。そのためにも高齢者に対するバス運賃の一部助成は必要でないか、これはさきの質問ともつながります。それで、2020年度、令和2年度ですけれども、その制度の申請数と使用数は、最新の状況ではどういった状況なのか、お尋ねします。

川崎委員長

川村部長。

川村企画財政部長

再質問にお答え申し上げます。本年2月末時点となりますが、まず申請者数総数は1,773人となっております。まず、これは70歳以上の方が対象となり、地区は東部地区、団地地区になりますけれども、全体の想定人数は8,890人と見込んでおまして、申請割合は19.9%となっております。また、内訳ですが、地区別、東部地区では、想定人数に対しての申請割合は7.9%、団地地区が27.4%となっております。また、実際に交付された助成券の使用割合につきましては、現在のところ60.4%となっております。以上でございます。

川崎委員長

人見委員。

人見委員

申請率が20%を切るぐらいの状況、これは利用したくないということよりも、やはり今のコロナ禍における社会的な状況を加味して、なかなか申請に踏み切れなかったということが考えられるのではないかと思います。そして今、1,773名が申請ということですが、これを金額に表すと約350万円程度なんですよね。もしこのぐらいの金額であれば、先ほどから予算規模のことが出ていますけれども、私たちの住んでいる北広島市の財政から考えたら、同規模の援助を続けるのは決して難しくない数字じゃないかと思いますけれど、その辺りについて見解を伺います。

川崎委員長

川村部長。

川村企画財政部長

再質問にお答え申し上げます。この事業は終了になりますけれども、そもそもこの事業の目的自体が、バス路線の維持確保の目的でございます。今ご質問のありました、実際の高齢者の外出支援、移動支援、これは重要な課題であります。それらについては、また、いろいろと市の中でも多角的に考えていく必要があるものと思っております。今回のこの助成支援については、先ほど申し上げました、一定程度の理解も進んだということも鑑みまして、判断したところでございます。以上でございます。

川崎委員長

人見委員。

人見委員

次の質問に移りますけれども、多くの高齢者がこの制度についてはありがたく感じているというのが伝わってきている感覚です。そして、制度の継続を願っているということは間違いありません。公共交通網の整備を図る上で、それに附随した支援制度を5年で中止するというのは、当初の計画とはいいながら、やはり短過ぎるのではないのでしょうか。助成制度の終了を、私は撤回すべきと考えますけれども、見解を伺います。

川崎委員長

川村部長。

川村企画財政部長

再質問にお答え申し上げます。この事業につきましては、まずはバス利用のきっかけとしていただくことを目的に、市が主体的に路線を維持確保する市内完結路線の沿線の地区に限定して、ご理解をいただき進めてまいりました。5年が経過したということもありまして、先ほどの制度についての一定の期間を得て、理解も得たということで、今回は事業終了と判断したところであります。様々な事業がございますが、目的達成、その後効果を検証し、新たな事業等も検討しながら庁内で進めていくという、スクラップ・アンド・ビルドの考え方に基きまして、今後についてもバス利用の促進に向けて、様々な情報発信に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

川崎委員長

人見委員。

人見委員

今、スクラップ・アンド・ビルドとおっしゃいましたけれども、もしこれがスクラップというのであれば、いち早くまずビルドというところの視点で考えていただきたいですし、やはり高齢者にとって、特に独居の老人の方にとって、交通手段がなかったら生きていくという、そういう生命の維持にとっても大変なことだと思いますので、この件に関しましては、これからも強く求めていきます。よろしく願いいたします。

続きまして、2つ目の大きな項目に移ります。福祉人材確保対策事業についてです。先日の予算審査個別質疑におきまして、福祉人材確保対策事業におきましては、拡大の考えはないというようなことでした。それで、まず介護人材への認識について質問します。

コロナ禍において、保育士や介護士といったエッセンシャルワーカーの職務の重要性が広く理解されてきていると思われまふ。特に要介護の高齢者や障がい者のために働く介護福祉士などの介護従事者の労働は予想以上に過酷であり、一方でその報酬は、ほかの産業の従事者と比較すると圧倒的に低く、その差は月8万円とも10万円とも言われているのは周知のところでありまふ。従来から介護士不足が叫ばれていまふ中、札幌市に限っても、ここ数年の間に介護士養成の専門学校の閉校が複数校あり、また、大学や専門学校の介護士養成課程のクラスでも定員割れが続いているというのが現状です。そのような中で、団塊の世代が後期高齢者になる2025年問題がもうすぐそこまで来ており、本市にとっても避けては通れない問題であると考えまふ。介護士などの介護人材確保の重要性について、市長はどう考えているのか認識を伺いまふ。

2点目です。介護職不足についての認識についてです。保育所には待機児童という状態が発生することがまふありますが、高齢者施設におきましては、入所待ちという同様の状態が常に起きておりまふ。入所まで2年や3年待つことも珍しくない、これが現状です。原因の一つには、施設の定員がいっぱいの状態が続き、なかなかベッドが空かないということがありますが、その一方で、ベッドは空いているのに介護職員不足のために、定員どおり入所希望者を受け入れることができないため、入所待ちとなっているという施設も全国に数多くあるのが現状です。市内の施設を見ても、常に職員を募集している施設が少なからずありまふ。介護職不足が逼迫している状況について、市長の見解を伺いまふ。

3点目です。介護職確保への支援の強化について、今後、施設間や市町村間での介護士の奪い合いのような状況が予想されまふ。そのためにも早い段階での対策が必要となってくるのは明白です。本市にも保育士を対象とした保育士就労促進事業（きたひろ手当）があり、保育士は、福祉人材確保対策事業を併せて受給することができますが、介護士は支援額の少ない福祉人材確保対策事業のみが対象でありまふ。今後さらに進む少子高齢化社会に向けて、介護士の確保と支援の拡大が急務であり、保育士と同様、支援の強化が必要であると考えまふが、市長の見解を伺いまふ。

川崎委員長

上野市長。

上野市長

福祉人材確保対策事業についてでありまふが、介護人材確保及び介護職員不足についての認識につきまふは、介護保険制度がスタートして20年以上が経過し、高齢者の生活を支える重要な制度として定着している一方、介護が必要な高齢者の増加により、サービスの提供も増大を続けており、介護職員の人材不足につきまふは、本市のみならず全国的な問題でありまふ。多くの職種で人材不足が叫ばれている中、介護職員の人材確保は難しい状況にあるものと認識しているところでありまふ。このことから、来年度から開始となる第8期介護保険事業計画におきましては、重点課題の一つとして、人材確保対策を掲げているところでありまふ。

次に、介護職確保への支援の強化についてでありまふが、本市におきましては、福祉人材確保対策といたしまふして、介護従事者人材バンクの設置、介護事務所で働くきっかけをつくるための市独自の研修制度であるくらしサポーター研修の実施、介護・障がい・保育の事業所との合同による就職説明会の開催、就労支援金の交付を行っているところでありまふ。これらの事業につきまふは、道内他市に先駆けて実施しているところであり、今後につきまふても、事業者や大学等と連携を図りながら、福祉人材の確保に取り組んでまいりまふ。以上でありまふ。

川崎委員長

人見委員。

人見委員

では、質問いたします。市が介護職の役割の重要性と人材不足について認識し、人材確保対策を掲げているのは理解しております。市内の介護施設の職員の充足率や、実際に勤務している職員の業務に対する意見や悩みなどを、どのように今、市はつかんでいるのでしょうか。施設側のいろいろな考え方というのは伝わってきても、そこで働く従業員の考え方とか意見、悩みというのは、また別のものがあると思います。そのためにも、アンケート調査などを実施することにより、市が行うピンポイントの支援内容が見えてくるのではないかと思います。見解を伺います。

川崎委員長

三上部長。

三上保健福祉部長

人見委員の再質問にお答えさせていただきます。

介護従事者の実態把握についてであります。第8期介護保険事業計画の策定に当たり、市内事業者へのアンケート調査を実施したほか、地域密着型サービス事業所の運営推進会議や、北広島市介護サービス連絡協議会の会議に市職員が定期的に参加し、事業者が抱える課題や意見等を伺っているところであります。今後につきましても、介護従事者の意見等の把握に努めるとともに、施策への反映についても検討してまいりたいと考えております。以上です。

川崎委員長

人見委員。

人見委員

施設に対するアンケートというのは割とやりやすいと思うんです。ただ、そこで働く従業員というか介護職員に対するアンケートというのは、なかなか全国的にも実施できていないんじゃないかというところが多いと思います。ただ、ここを聞かずにして、なかなか介護職員、介護施設に対する施策というのが見えてこない部分もありますので、ぜひこれに関しては、すぐということはなかなか難しいかも分かりませんが、前向きに取り組んでいただきたいと思っております。それについて見解を伺います。

川崎委員長

三上部長。

三上保健福祉部長

お答えいたします。介護従事者の意見等も把握に努めてまいりたいと考えております。以上であります。

川崎委員長

人見委員。

人見委員

よろしく願いいたします。

続きまして、最後の質問です。同じ福祉人材であっても、保育士と比べて介護職の人数が多いために、一度に支援の内容をきたひろ手当並みに引き上げるのは、確かに容易ではないと思っております。しかし、介護職不足がよ

り顕著となる 2025 年の前には、段階的にも介護職確保のための支援の拡大は必要不可欠と考えますが、それについての見解を伺います。

川崎委員長

三上部長。

三上保健福祉部長

お答えさせていただきます。介護人材確保についてであります。2025 年には団塊の世代の全ての方が後期高齢期に到達し、その後も引き続き高齢者人口が増加し、生産年齢人口が減少していくことを考慮すると、介護人材の確保が一段と厳しくなることが想定されることから、より一層人材確保に向けた取組を進めていかなければならないものと考えております。今後におきましては、現行の制度を実施するとともに、介護ロボットの導入や、外国人技能実習生の活用なども視野に入れ、新たな取組につきましても、事業者や大学等との連携、他市の事例などを参考に調査研究してまいりたいと考えております。以上であります。

川崎委員長

人見委員。

人見委員

今、介護事業所におきまして、新規就労というか、新たに採用する方よりも、逆に辞めていく人のほうが多いような状況がこのコロナ禍においては特に進んでおります。ぜひとも、将来私たちが住む北広島の介護を考える上で、介護職というのは必要不可欠ですから、それに向けて、取り組んでいただきたくお願いしまして、私の質問は終わります。

川崎委員長

暫時休憩します。

休 憩 午前 10 時 52 分

再 開 午前 10 時 52 分

川崎委員長

休憩を解き、再開いたします。

次に、山本博己委員。

山本委員

私のほうからは、空き家流動化促進事業についてお伺いします。本事業については、2021 年度、来年度に 1 件当たり解体工事費への助成金上限を、これまでの 30 万円から半分の 15 万円にする予算になっております。しかし、空き家の状況を見ても、予算特別委員会の答弁でも、今年度は昨年度よりも増加しているというのが現状です。また、市が実施しました、本事業への事業評価を見ても、空き家の解体には相当の工事費がかかり、その一部を補助することで土地の流動化や住宅建設、定住促進につながるとして、現在の成果を落とさずにコストを削減する余地はないとの評価でありました。空き家の状況は増加しており、施策を強化することが必要であるにもかかわらず、むしろ施策を縮小させてしまっていることには問題があると思います。

そこで、何点か市長にお伺いしますが、まず、空き家の増加状況及び対策強化についての認識をお伺い

します。空き家の状況が増加していることについての認識及び空き家対策は強化されるべきと考えますが、市長の見解をお伺いします。

2つ目は、解体助成ニーズについての認識です。2020年度の空き家解体助成は、6月には予算上限に達したとして、6月には応募を締め切っている状況です。2020年度の予算でも市民の助成ニーズは大変大きいように見ることができます。空き家解体助成はニーズが多く、むしろ増額対応が必要なほどであります。空き家解体助成への市民ニーズについて、市長の認識をお伺いします。

次に、空き家に関するアンケート調査の結果についての評価です。2020年1月に市が実施しました空き家所有者等の意向把握に関するアンケート調査では、「今後の建物の管理や活用に当たり、市はどのようなことに力を入れていくべきと思いますか。」との問いに、「空き家の解体に対する資金援助」が一番多く、市のコメントも、市が力を入れるべき事項として「解体支援」の要望が最も多く、「売却などに対する情報提供」、「空き家の売却時の手続などに対する支援」が続いていることから、現在行っている解体補助の継続と、市からの情報提供についての効果的な方法を検討するとしております。また、解体費用の助成についての回答も、金額としては50万円が一番多く、それを含めて30万円以上が大半でありました。助成金を15万円に減額する根拠はないと考えます。アンケート結果について、どう評価しているのか、見解をお伺いします。

以上を踏まえると、解体助成は拡充すべきことあれ、減額はすべきではないと考えますが、市長の見解をお伺いします。

川崎委員長

上野市長。

上野市長

山本委員のご質問にお答え申し上げます。空き家対策についてであります。空き家の状況につきましては、平成29年度は303戸、平成30年度は310戸、令和元年度は315戸と微増の状況が続いております。令和元年度の内訳につきましては、前年度から空き家が解消されたものが60戸、新たに空き家となったものが65戸の、差引き5戸の増加となっており、空家等対策計画に基づき、各種施策を実施した効果が現れているものと考えております。このたび改定いたします北広島市空家等対策計画におきまして、空き家等の発生抑制、空き家等の利活用の促進、管理不全な空き家等の防止と解消、空き家等対策に関する実施体制の整備を基本方針として位置づけ、引き続き各種施策に取り組む必要があるものと考えております。

次に、解体費の助成についてであります。これまでに120件の助成を行い、解体後には、昨年10月末時点で新たな住宅が101戸建設されるなど、流動化が進んでいるところであります。また、昨年実施した空き家所有者等への意向調査においては、建物の利活用について、「売却したい」と「解体したい」との回答が半数を占めていることから、今後も解体費用の一部を助成することにより流動化が進むものと考えております。

次に、空き家所有者等への意向調査の結果についてであります。建物の利活用に当たり、市の支援制度への認知度では半数が知らないとの回答があり、また、要望する支援策について、解体に対する支援のほか、売却先などの情報提供、売却時の手続に対する支援、家財等の処分に対する支援などについて、多くの回答が寄せられており、解体費補助のほか、効果的な情報提供、新たな支援策などについて、取り組む必要があるものと考えております。

次に、空き家に関する助成についてであります。空き家の解消に向けて流動化を図るため、誘導策として空き家解体費の助成のほか、長く住宅に住んでいただくための住宅リフォーム費用の助成、中古住宅の利活用に向けたリユース補助などを行っているところであり、今後につきましても、各事業の効果等も踏まえ、実施してまいりたいと考えております。なお、令和3年度予算の解体費助成につきましては、リユース補助など他の助成事業と費用負担の在り方について検討を行い、助成額を見直した場合でも、流動化を誘導する効果は変わらないも

のと判断したところであります。以上であります。

川崎委員長

山本委員。

山本委員

まず、市長答弁では支援策を知らない人がかなりいるという状況です。そういう中でも、先ほど言いましたように、4月に募集して6月には応募を締め切るほど、この解体助成というのはニーズがあるんですね。そういう意味で、支援の減額というのは、これらのニーズに応えられていないのではないかと思いますけれども、見解をお伺いします。

川崎委員長

高橋市民環境部長。

高橋市民環境部長

山本委員の再質問にお答え申し上げます。空き家所有者等への意向調査では、解体に対する支援のほか、売却先などの情報提供、売却時の手続に対する支援などについて多く回答されている状況にあります。このため、解体助成につきましては、空き家を減らし流動化させることへの動機づけとなっているものと考え、引き続き、取り組むこととしておりまして、併せて効果的な情報提供、新たな支援策などについて取り組むことが必要であると考えてございます。以上でございます。

川崎委員長

山本委員。

山本委員

先ほど、市長からは、他の施策など、リユース補助など、他の助成額と費用負担の在り方について検討するというので、今回、この解体費助成については減額するという答弁でしたけれども、リユース補助も、2020年に10件から8件に件数を減らしているんですね。そういう中で、費用負担の在り方について検討を行ったと言っていますけれども、何を検討しているのでしょうか。

川崎委員長

高橋部長。

高橋市民環境部長

お答え申し上げます。検討した内容といたしましては、空き家に関する助成として行っておりますリユース住宅活用サポート事業であるとか、住宅リフォーム支援事業において、補助率や助成額との均衡を図り、事業の効果を維持できる内容について検討を行ったものでございます。以上でございます。

川崎委員長

山本委員。

山本委員

それでは、検討して、なぜこれを減額するのかという答えになっていないと思います。

それで、もう一つ伺いますけれども、空き家所有者の意向調査に基づいて、新たな支援策について取り組むというように、先ほど答弁されましたけれども、どのように新たな支援策に取り組むつもりなのか、伺います。

川崎委員長

高橋部長。

高橋市民環境部長

お答え申し上げます。新たな施策につきましては、このたび改定をいたします空家等対策計画に基づきまして、空き家を発生させない方策、それから、既存住宅の利活用の促進等を含めまして、内容を検討いたしまして、今後取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

川崎委員長

山本委員。

山本委員

減額に伴って、新たな施策がついていないんですね。それで、先ほど言いましたけれども、助成額の見直しでも流動化の効果は変わらないと評価しているという答弁がありました。一つは、事業評価との関係です。市が実施しました、先ほど言いましたように、事業評価では、これ以上のコスト削減は成果を落とすことがあるので、支援についてコストを削減することはできないという評価でした。すなわち、支援額を減らしたら成果が落ちるというような評価なんじゃないかと思えますけれども、これとも矛盾しているのではないのでしょうか。見解をお伺いします。

川崎委員長

上野市長。

上野市長

私から答弁させていただきますが、解体助成につきましては、現に資産を所有している方に対し、流動化を促す効果を期待した施策であります。所有者等の意向調査にもありますとおり、助成と併せて売却時の手続などについて、情報提供などを行うことで、効果を維持できるのではないかと考えているところであります。

私からもお尋ねしてよろしいでしょうか。山本委員は、長年にわたり道職員として、また幹部職員として、北海道の発展にご尽力され、その間、道の予算編成にも携わったのではないかと考えております。今年の道の予算は3兆2,500億だったと思いますので、市の120倍になると思います。山本委員が現職だった頃は、3兆円前後の予算ではなかったかと思っております。

そこで、行財政に精通されている山本委員の思い描く当市の一般会計予算について、時期はお任せいたしますが、提案をしていただくという、そのようなお考えはおありかどうか、お伺いしたいと思っております。

川崎委員長

山本委員。

山本委員

もちろん私個人としても、私の会派としても、市に対して、これまでもいろいろな様々な提案をしてきましたし、これからもいろいろしていきたいと思います。特に私は厳しい財政状況というのは分かっています。分かっている中で、では何を優先していくのかということが大事だと思うんですけども、私はやはり市民生活の充実というところをどのように行っていくのかというあたりをきちんと考えていくべきではないかと思います。

ですから、例えば今回の空き家対策についても、先ほどから質問しているように、これだけのニーズがあって対策の強化が必要であるというのであれば、この解体補助について減額するのであれば、それと併せてこういう施策を今回行うんだと、だから理解を求めていくということであれば、私は分かると思うんですけども、一方的にこの事業を抑えていくということでは、やっぱり市民も議会も納得できないんじゃないかと思いますので、これからもそういう観点から、市長といろんな市政について、また一般会計の様々な施策について議論し、提案していきたいと考えています。

川崎委員長

上野市長。

上野市長

私はやはり山本委員に期待するのは、これまでの経験ではないかと思っております。地方自治体に長く携わった方でありますので、当市の全体予算について、歳入も含めて提案いただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

川崎委員長

以上で、日本共産党、永井桃委員、人見哲哉委員、山本博己委員の総括質疑を終了いたします。

以上をもちまして、総括質疑を終了いたしました。

討論及び採決を行います。

初めに、議案第17号 令和3年度北広島市一般会計予算の討論を行います。

討論の通告がありますので発言を許します。

山本博己委員。

山本委員

私は、この2021年度一般会計予算案について、反対の立場から討論いたします。

本予算案は、先ほどから質問していますように、公共交通や住宅政策など、市の重要施策を後退する予算となっております。公共交通では、市内を走るさんぼまち・東部線沿線に住む高齢者を対象にバス運賃の一部を助成するというバス等利用支援事業が廃止され、2021年度の予算には計上されていないという状況です。この事業は、沿線住民からは好評を得ており、他の地域住民からも高齢者の足を確保し、バス利用を促進するために他の地域まで拡大してほしいとの意見が多く出され、議会でも何人も議員から事業拡大の意見が出されてきた事業であります。しかも、バス利用の利便性を図り、利用者を増やすための事業であるのに、このコロナ禍で利用者が減少する中、何とかしてバス路線維持を図らなければならないこの時期にこの事業を廃止することは、到底納得できるものではありません。事業の復活、拡大を求めます。

また、住宅政策についても、空き家所有者から最も要望の強い解体工事費の助成金上限をこれまでの半分の15万円に削減しています。しかし、空き家の状況は、解体補助等により、空き家の流動化が進んできましたけれども、空き家化も進み、トータルでは空き家が増加している状況であり、施策の強化こそ必要であります。しかし市は、住宅リユース事業も予算を削減してきている中で、さらに解体費助成も半減させ、新たな政策の実施

も行うこともないという状況では、空き家対策の大きな後退であると考えます。事業の復活、継続を求めます。

一方、ボールパーク事業は、2021年度の予算を見てみましても、繰越明許分を除いても20億円もの予算が計上されております。これまで市長は、ボールパーク事業により、他の事業への影響が出ないようにしていくと答弁してきました。しかし実態は、ボールパーク関連事業による予算確保によって、予算状況が厳しくなっており、他の事業の廃止、縮小を招いていると言わざるを得ません。その意味で、市民生活重視の観点から、市の財政運営の見直しを行い、廃止、縮小された事業を復活することが重要であると考え、本予算案に反対いたします。

議員皆さんの懸命な判断を求め、2021年度一般会計予算案への反対討論といたします。

川崎委員長

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

川崎委員長

討論を終了いたします。

議案第17号 令和3年度北広島市一般会計予算を採決いたします。

本案を、原案のとおり可決すべきものと決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

川崎委員長

起立多数であります。

議案第17号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第18号 令和3年度北広島市国民健康保険事業特別会計予算の討論を行います。

(「なし」と呼ぶものあり)

川崎委員長

討論なしと認めます。

議案第18号 令和3年度北広島市国民健康保険事業特別会計予算を採決いたします。

本案を、原案のとおり可決すべきものと決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

川崎委員長

起立全員であります。

議案第18号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第19号 令和3年度北広島市霊園事業特別会計予算の討論を行います。

(「なし」と呼ぶものあり)

川崎委員長

討論なしと認めます。

議案第19号 令和3年度北広島市霊園事業特別会計予算を採決いたします。

本案を、原案のとおり可決すべきものと決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

川崎委員長

起立全員であります。

議案第19号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第20号 令和3年度北広島市介護保険特別会計予算の討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

川崎委員長

討論なしと認めます。

議案第20号 令和3年度北広島市介護保険特別会計予算を採決いたします。

本案を、原案のとおり可決すべきものと決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

川崎委員長

起立全員であります。

議案第20号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第21号 令和3年度北広島市後期高齢者医療特別会計予算の討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

川崎委員長

討論なしと認めます。

議案第21号 令和3年度北広島市後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。

本案を、原案のとおり可決すべきものと決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

川崎委員長

起立全員であります。

議案第21号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第22号 令和3年度北広島市水道事業会計予算の討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

川崎委員長

討論なしと認めます。

議案第22号 令和3年度北広島市水道事業会計予算を採決いたします。

本案を、原案のとおり可決すべきものと決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

川崎委員長

起立全員であります。

議案第22号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第23号 令和3年度北広島市下水道事業会計予算の討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

川崎委員長

討論なしと認めます。

議案第23号 令和3年度北広島市下水道事業会計予算を採決いたします。

本案を、原案のとおり可決すべきものと決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

川崎委員長

起立全員であります。

議案第23号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

当委員会の審査の結果と経過の報告につきましては、正副委員長に一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

川崎委員長

ご異議なしと認めます。

当委員会の審査報告につきましては、正副委員長に一任と決しました。

以上で、当委員会に付託された案件の審査は、全て終了いたしました。

これをもちまして、予算審査特別委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午前11時17分

委員長